

＼障がい学生支援に関する情報を発信／

特サポ通信

10月号

Vol.29



2024年4月1日から 合理的配慮が義務化に！



私立大学ではこれまで努力義務とされていた合理的配慮の提供が「義務」になります。

合理的配慮とは？

障がいのある人の活動を制限している社会の中にある「バリア」を取り除くために、変更や調整を行うことです。

北翔大学では、学生本人からの申請を受けて「合理的配慮願い」という文書を作成し、学生が授業等で合理的配慮を受けられるようにしています。

※申請には、原則、診断書等の根拠資料が必要となります。



何が変わるの？

北翔大学では2016年から合理的配慮の提供に取り組んでいますので、義務化によって大きく変わる点はありません。

ただ、今回の義務化をきっかけに、教職員や学生ひとりひとりが、「障がいのある方への偏見や差別はあってはならない」という認識を改めて確認することが重要です。



詳細はお気軽に特別サポートルームにお尋ねください

場所：7号棟2階（介護実習室向い）

TEL：011-387-3392

メール：tokusapo@hokusho-u.ac.jp

